

標題

マーシャル諸島籍船舶の揚貨設備について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0514

発行日 2003年4月15日

各位

揚貨設備に関してマーシャル諸島籍船舶には ILO 条約の適用は要求されません。しかし、同国政府は ILO 条約 第 152 号の Part III、21 条～32 条の適用を推奨しています。

同条約を適用した場合は、当該船のデリック装置は従来の年次検査に代え、年次詳細検査を受けることとなります。年次詳細検査を受けた場合は、本船の Cargo Gear Book にその旨記載します。

同条約の適用をご希望の場合は、当該船の検査時に弊会に申し出下さればその旨処理いたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: [eqd@classnk.or.jp](mailto:eqd@classnk.or.jp)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。